

令和6年度地方税制改正(案)について

総務省
令和5年12月

令和6年度の与党税制改正大綱(12月14日決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

1 定額減税

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。 ※納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

(例) 給与所得に係る特別徴収の場合

R6.6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」をR6.7月分～R7.5月分の11か月で均す。



- ふるさと納税の特例控除上限額(所得割額の2割)等について、定額減税「前」の所得割額とする。
- 定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。

2 外形標準課税

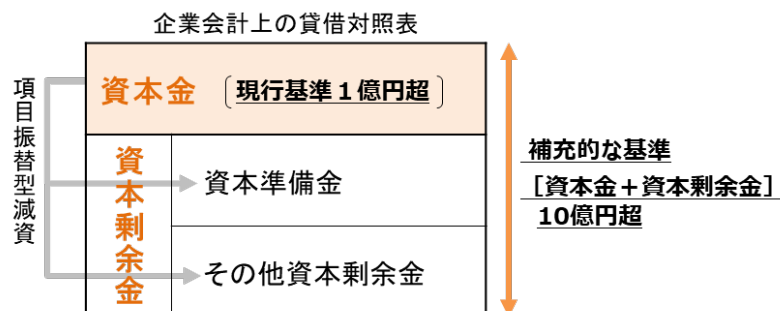
◎ 外形標準課税の適用対象法人の見直し

《 減資への対応 》

- 外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準(資本金1億円超)や《100%子法人等への対応》の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。

※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置を講ずる。



《 100%子法人等への対応 》

- 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画(仮称)に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。

※ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

※ 上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を講ずる。

(親・外形対象法人)
[資本金+資本剰余金]
50億円超

持株比率 100%

(子)資本金1億円以下、
[資本金+資本剰余金]
2億円超

⇒ 外形対象法人

◎ 賃上げ促進税制

- 法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。(3年間の時限措置)

3 固定資産税等

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置等

- 負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長。

※ 負担水準：土地の評価額等に対する課税標準額の割合。

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

4 譲与税関係

◎ 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

- これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割(現行：5割)、「人口」の譲与割合を2.5割(現行：3割)とする。

〔現行〕

5割：私有林人工林面積

2割：林業就業者数

3割：人口

〔見直し案〕

5.5割：私有林人工林面積

2割：林業就業者数

2.5割：人口

◎ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- 着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。

現行の譲与割合	着陸料割 1/2		騒音世帯数割 1/2
見直し後の譲与割合	延べ重量割 1/4	旅客数割 1/4	騒音世帯数割 1/2

- 延べ重量及び旅客数については、空港対策に関する財政需要との対応性を考慮し、必要な減額・増額補正を行う。

5 納税環境整備

◎ 地方公金に係る eL TAX 経由での納付

- eL TAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する。

6 主な税負担軽減措置等

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等を対象設備に追加した上、2年延長。（固定資産税）
- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、ナンバープレート解析AIカメラ等を対象設備に追加した上、2年延長。（固定資産税、都市計画税）
- 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る非課税措置を創設。（不動産取得税）
- 軽油引取税の課税免除の特例措置について、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を対象から除外等した上、3年延長。（軽油引取税）

◎ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- 過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

◎ 扶養控除等の見直し

- 16歳から18歳までの扶養控除について、現行の一般部分33万円に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分12万円を還元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

令和7年度税制改正において、所得税又は個人住民税の課税総所得金額や税額等を活用している社会保障制度等に係る対応の状況等を確認することを前提に、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。（ひとり親控除の所得要件の引上げ（合計所得金額500万円以下→1,000万円以下）と控除額の引上げ（住民税：30万円→33万円）について、扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。）

◎ 屋外分煙施設等の整備促進

- 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置等

- 大都市を中心とした地価上昇の結果、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれており、まずは、負担水準を据置ゾーン内に収斂させることに優先的に取り組むべきである。

一方、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、更なる負担水準の均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

※ 据置特例：商業地等について、負担水準が据置ゾーン（60%以上70%以下）内の土地について税額を据え置く措置。

◎ 固定資産税の新築住宅特例

- 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については、社会経済の情勢等を踏まえ、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。

◎ 地方税務手続のデジタル化

- 地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。
- 個人住民税において、扶養控除等を公正に適用するため、税務システムの標準化等のスケジュールを考慮しつつ、市町村が扶養に関する情報をより効率的に把握できる情報連携の仕組みを検討する。
- 今後、デジタル社会の基盤として個人番号（マイナンバー）を活用することがますます重要になる。このため、課税情報とマイナンバーの紐付けが確実に行われることが必要であることから、地方公共団体において適切かつ速やかな紐付け及び副本登録が確実に行われるよう促すこととし、令和6年度中を目途に地方公共団体における実施状況のフォローアップを行う。